

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第15号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2備考3中「同条第2項第1号」を「同条第2項各号」に改め、「寄附金」の右に「(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。)」を加え、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改め、同備考5中「(同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市老人福祉措置費徴収規則の規定は、平成22年7月分の老人福祉法第11条第1項第1号の規定による措置に要する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)